

障がいのあるお子さんのための 福祉・医療・教育のあらまし



【令和2年4月】

大町市

【重要】

平成 28 年 1 月 1 日より、マイナンバー制度（正式名称「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）における個人番号の利用が開始されました。手帳の交付や更新等、児童・障がい福祉サービス受給等の手続きの際に、個人番号の記入が必要になりますので、申請者の個人番号が判るものをご持参ください。

目 次

発達支援

1 母子通園施設 あゆみ園・あそびの部屋	1
2 児童発達支援	1
3 放課後等デイサービス	2
4 巡回相談	2

保育園

教育

1 教育支援委員会	3
2 特別支援教育	4
3 特別支援学校	4
4 就学援助	4

教育

1 大町公共職業安定所（ハローワーク大町）	5
2 障害者トライアル雇用	5
3 就労継続支援	6

手帳

1 身体障害者手帳 判定：身体障害者更生相談所	7.9
2 療育手帳 判定：児童相談所または知的障害者更生相談所	7.10
3 精神障害者保健福祉手帳 判定：精神保健福祉センター	8.11

医療

1 福祉医療	12
2 自立支援医療（精神通院医療）	13
3 自立支援医療（育成医療）	13
4 歯科検診	14
5 小児慢性特定疾患治療研究事業	14

年金・手当

1 障害児福祉手当	16
2 児童扶養手当	17
3 特別児童扶養手当	18
4 障害基礎年金	18
5 介護者慰労金	19
6 交通・災害遭児見舞金及び就職激励金	19
7 心身障害者扶養共済	20
8 交通事故被害者への介護料	21
9 重度心身障害児福祉手当	22
10 長野県民交通災害共済	23

生活の支援

1 補装具の給付	24
2 日常生活用具の交付・貸与	25
3 居宅介護（ホームヘルプサービス）	25
4 短期入所（ショートステイ）	26
5 子育て支援ショートステイ事業	26
6 タイムケア	27
7 日中一時支援	27
8 住宅改修	27
9 移動支援	28

日中活動の場

1 フリースペース・学習支援	29
2 授産施設の利用	29

交通費

1 鉄道運賃の割引	30
2 航空旅客運賃割引	30
3 市民バス運賃の割引	31
4 タクシー運賃の割引	31
5 福祉タクシー券の交付	31
6 福祉有償運送サービス	32
7 心身障がい児・者施設帰省時等の交通費給付	32
8 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	33
9 駐車禁止規制の適用除外	33
10 自動車運転免許取得の助成	33

税金

1 所得税に関する所得控除	34
2 所得税に関する医療費控除	35
3 利子等の非課税	35
4 相続税に関する障害者控除	36
5 贈与税の非課税	36
6 消費税の非課税	36
7 自動車税・自動車取得税の減免	37
8 特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	39

貸付制度

1 社会福祉資金の貸付	40
-------------	----

その他の制度

1 NHK受信料免除.....	41
2 大町市ケーブルテレビ放送受信料免除.....	41
3 携帯電話割引.....	41
4 青い鳥郵便葉書の無料配布.....	42
5 公共施設の割引.....	42
6 ヘルプマークについて.....	42
7 ヘルプカードについて.....	43
8 信州パーキング・パーミット制度.....	44

緊急情報メールについて

緊急情報メール・メールマガジン「おおまち@fan」	45
---------------------------------	----

相談

1 家庭児童相談・女性相談.....	46
2 教育相談	46
3 キャリアサポート相談	46
4 大北圏域障害者総合支援センター	46
5 民生・児童委員	47
6 大町保健福祉事務所	47
7 児童相談所.....	47

施設

1 特別支援学校	49
2 児童福祉施設(長野県社会福祉施設名簿から一部抜粋により掲載)	50
3 日中一時支援事業 実施事業者(大町市内)	52
4 指定特定相談支援事業所一覧(大北圏域)	52
5 障害児相談支援事業所一覧(大北圏域)	53

大町市役所

1 大町市役所(フロアガイド)	54
-----------------------	----



発達支援



1 母子通園施設 あゆみ園・あそびの部屋

内 容	発達に支援を必要とする幼児に、少人数の集団療育を行い、生活技能の向上と身辺自立を支援し、集団生活移行への準備を行います。
対 象 者	保護者とともに通園可能な、発達支援を要する幼児
会 場	あゆみ園・・・市立大町総合病院内（月・火・水・金） あそびの部屋・・・あゆみ園（隔週 木）
使 用 料	無料
窓 口	大町市役所 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420

2 児童発達支援

内 容	日常生活における基本動作や知識技術を身に付け、集団生活に適応できるよう支援するための支援を行います。
対 象 者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児（具体的には次のような例） ①市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
大北圏域 事業所	・「キッズウィル」 大町市大町2544-4 ☎85-4055 ・「シュタイナー療育センター光こども園」 松川村685-1 ☎85-0014
自己負担額	1割負担（世帯の所得状況により自己負担する金額に上限があります）
申請に必要な 書類	・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等 ※申請時は印鑑、個人番号（カードもしくは通知書）をご持参ください
窓 口	大町市役所 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420

3 放課後等ディサービス

内 容	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための練習等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。		
対 象 者	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している、6歳から18歳の障害のある児童		
大北圏域 事業所	<ul style="list-style-type: none">・「キッズウィル」 大町市大町2544-4 ☎85-2440・「シュタイナー療育センター光こども園」 松川村685-1 ☎85-0014・「らいす」 松川村6569 ☎85-2152・「療育センターそらいろ」 小谷村大字千国乙 4020 ☎82-2316		
自己負担額	1割負担（世帯の所得状況により自己負担する金額に上限があります）		
申請に必要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none">・申請書・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等 ※申請時は印鑑、個人番号（カードもしくは通知書）をご持参ください		
窓 口	大町市役所 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420		

4 巡回相談

内 容	お子さんの発達に関する専門の相談員が幼稚園や保育園、小中学校等を巡回し、職員に保育や教育に関する助言を行うほか、保護者の相談に応じます。また、発達に関する検査を受けることもできます。		
巡回する 職員	大北圏域障害者総合支援センターおよび市立大町総合病院の臨床心理士・作業療法士等		
自己負担額	無料		
申し込み	担任の先生にご相談ください		
窓 口	大町市役所 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420		



保育園

対象者	保護者の就労や病気等の理由により、家庭で保育できない生後3か月からの乳幼児。		
保育園	はなのき保育園	大町市大町3504-9	電話：22-0675
	あすなろ保育園	大町市常盤3601-18	電話：22-0727
	しらかば保育園	大町市平 9365-3	電話：22-1667
	どんぐり保育園	大町市社 4682-26	電話：22-2002
	たけのこ保育園	大町市八坂1073	電話：26-2018
	みあさ保育園	大町市美麻11780-8	電話：29-2636
	くるみ保育園	大町市大町5560-25	電話：22-5142
保育料	世帯の市民税合計額により決められます。		
障がいのあるお子さん	お子さん自身やクラスの状況により必要な対応を検討します。入園を希望される場合には、ご相談ください。		
窓口	大町市役所	子育て支援課児童係	電話：22-0420



教育

1 教育支援委員会

内容	心身の成長発達に心配のあるお子さんの就学や入学に関する相談を就学の前年に行います。また、就学後もお子さんの状況等に応じて、適切な教育を受けられるように相談を行います。 就学の前年に保育園や幼稚園を通じて、ご家庭に案内をお送りしています。
対象者	成長や発達に心配があるお子さん
窓口	大町市役所 教育委員会 学校教育課 22-0420

2 特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

小・中学校では、障がいのある児童生徒の学びの場として、「知的障害特別支援学級」や「自閉症・情緒障害特別支援学級」を設置し、特別の教育課程を行っています。また、地域内の各1校に「言語障害通級指導教室」と「LD・ADHD等通級指導教室」が設置されており、お子さんの教育的ニーズに応じて各小学校から通級して学ぶことが可能です。

3 特別支援学校

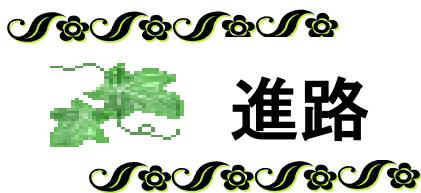
幼稚園、小中学校、高校に通う年齢の障がいのある子どもたちが学び、社会参加へ必要な力を培うため、一人ひとりにあった教育を行う学校です。

校内には、専門の教育相談担当者がおり、来校による教育相談に応じるほか、小・中学校や幼稚園・保育園を訪問し教育相談を行っています。また、電話による相談も可能です。

県内の特別支援学校は48ページをご覧ください。

4 就学援助

内 容	小・中学生を養育している保護者で学用品費や給食費等の支払いにお困りのご家庭に対し、その費用の一部について援助を行っています。
対 象 者	市内に住所を有し、小・中学校に通うお子さんのいる世帯で、下段の基準により教育委員会が認定する方。
基 準	<ol style="list-style-type: none">1. 市民税が非課税の世帯2. 児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯3. 市民税、事業税、固定資産税の減免を受けている世帯4. 国民年金の掛金の減免又は国民健康保険税の減免を受けている世帯5. 生活福祉資金の貸付を受けている世帯6. 保護者が職業安定所登録日雇労働者の世帯7. 保護者の職業が不安定などにより生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困難な世帯8. 災害、事故、疾病、失業により生活が困難な世帯
申 請 方 法	申請書を学校で受け取り（6～8に該当する方は、理由書も一緒に）お子さんの通学している学校へ提出してください。
窓 口	大町市役所 教育委員会 学校教育課 22-0420



卒業後の進路は、在学中から準備をしていく事が必要です。進路に関する相談は、学校の先生や、大北圏域障害者総合支援センター相談員、相談支援専門員（障害福祉サービスをご利用の方）等との相談や体験を重ね、お子さんにおあった就労や生活の場を選びます。

以下は、就労についてご紹介しています。住まいや日中活動の場については「障がい者福祉制度のあらまし」をご覧ください。

1 大町公共職業安定所（ハローワーク大町）

内 容	障がい者の就職を容易にし、自立を図るために必要な技能の養成開発等の訓練を受けられます。ハローワークが受講をあっせんし、企業や社会福祉法人、NPO 法人や民間の教育訓練機関を紹介します。
対 象 者	心身障がい者
詳 細	訓練は下記の 5 コースがあります。 ① 知識・技能習得訓練コース ② 実戦能力習得訓練コース ③ e-ラーニングコース ④ 特別支援学校早期早期訓練コース ⑤ 在職者訓練コース 各コースの詳細や詳細については窓口にお問い合わせください。
窓 口	大町公共職業安定所（ハローワーク大町） 電話：22-0340 FAX：22-7714

2 障害者トライアル雇用

内 容	ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則 3 ヶ月、なお、1 ヶ月又は 2 ヶ月の実施も可能）雇用し、事業主と対象労働者間で業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、常用雇用移行へのきっかけづくりを支援します。
対 象 者	心身障がい者
手 続	ハローワークでの求人申込みの際、担当官へ障害者トライアル雇用利用の希望をお伝えください。
窓 口	大町公共職業安定所（ハローワーク大町） 電話：22-0340 FAX：22-7714

3 就労継続支援

内 容	一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などを提供します。	
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所持者であって、一般就労が困難と思われる人	
種 類	就労移行支援	企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内の作業訓練や企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行います。
	就労継続支援A型	就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などで就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。
	就労継続支援B型	就労移行支援を利用した結果、現時点では企業で就労すること、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労する機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。	
申請に必要な書類	身体障害者手帳等 ※ 事前の認定調査が必要となります。利用に際しての一連の手続きは窓口にお尋ねください。	
実施事業所	下記窓口にお問い合わせください。	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	



手帳

法に定められた障がいに該当すると認められた場合に、申請に基づいて交付され、各種福祉制度を受けることができます。（手帳がなくても受けられる制度もあります。）

手帳の更新手続き、紛失、汚損、住所の変更、障害程度の変更、死亡など記載内容に変更が生じた場合は各窓口への届出が必要となります。

なお、手帳の交付には申請から1～2ヶ月ほど期間を要する場合があります。

1 身体障害者手帳

判定：身体障害者更生相談所

内 容	身体に障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するためには必要な手帳です。
種 類	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹等)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能に障がいのある人に交付されます。 身体障害者手帳は障がいの程度により1級(重度)から6級(軽度)までの等級に区分されます。
申請に必要な書類	• 指定医による診断書 • 個人番号（マイナンバー）がわかるもの • 写真（縦4cm×横3cm）
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311
有効期間	なし ※ 経過とともに障がいの状態が変わる可能性がある場合は、再認定期間が記載され、更新が必要となります。

2 療育手帳

判定：児童相談所または知的障害者更生相談所

内 容	知的な障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するためには必要な手帳です。
種 類	療育手帳は障がいの程度によりA1(最重度)、A2(身体障がいを伴う重度)、B1(中度)、B2(軽度)の等級に区分されます。
申請に必要な書類	• 申請書 • 写真（縦4cm×横3cm） • 調査書（18歳以上の人人が申請する場合、必要になります） • 印鑑
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311
有効期間	なし ※ 経過とともに障がいの状態が変わる可能性がある場合は、再認定期間が

	記載され、更新が必要となります。
--	------------------

3 精神障害者保健福祉手帳 判定：精神保健福祉センター

内 容	精神に障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するためには必要な手帳です。						
種 類	精神障害者保健福祉手帳は障がいの程度により、1級(重度)から3級(軽度)までの等級に区分されます。						
申請に必要な 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医による診断書 ・申請書 ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの ・写真（縦4cm×横3cm） ・印鑑 						
窓 口	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大町市役所 福祉課福祉係</td> <td style="width: 33%;">電話：22-0420</td> </tr> <tr> <td>八坂支所 民生係</td> <td>電話：26-2001</td> </tr> <tr> <td>美麻支所 民生係</td> <td>電話：29-2311</td> </tr> </table>	大町市役所 福祉課福祉係	電話：22-0420	八坂支所 民生係	電話：26-2001	美麻支所 民生係	電話：29-2311
大町市役所 福祉課福祉係	電話：22-0420						
八坂支所 民生係	電話：26-2001						
美麻支所 民生係	電話：29-2311						
有 効 期 間	認定日より2年間						

身体障害者手帳

○…制度の利用が出来ます。 △…利用にあたっての条件があります。 ×…制度の利用が出来ません。

	本紙掲載ページ	障がい者福祉制度のあらまし掲載ページ						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
福祉医療	12	2	○	○	○	○	×	×
特別障害者手当		8	△	△	△	△	△	△
障害児福祉手当	16	8	△	△	△	△	△	△
児童扶養手当	17	9	△	△	△	△	△	△
特別児童扶養手当	18	10	×	×	×	×	×	×
介護者慰労金	19	10	△	△	△	△	△	△
交通・災害遺児見舞金	19	11	×	×	×	×	×	×
心身障害者扶養共済	20	11	○	○	○	×	×	×
交通事故被害者への介護料	21	12	△	△	△	△	△	△
重度心身障害児福祉手当	22	13	×	×	×	×	×	×
長野県民交通災害共済	23	14	△	△	△	△	△	△
補装具	24	15	△	△	△	△	△	△
日常生活用具	25	16	△	△	△	△	△	△
居宅介護	25	16	△	△	△	△	△	△
短期入所	26	17	△	△	△	△	△	△
タイムケア	27	17	○	○	○	○	○	○
日中一時支援	27	17	○	○	○	○	○	○
住宅改修	27	18	△	△	△	△	△	△
移動支援	28	18	△	△	△	△	△	△
身体障害者補助犬		19	△	△	△	×	×	×
身体障害者要約筆記者等派遣		20	○	○	○	○	○	○
地域活動支援センター		21	○	○	○	○	○	○
生活介護事業所		21	△	△	△	△	△	△
精神科デイケア	29	22	△	×	×	×	×	×
授産施設の利用	29	22	○	○	○	○	○	○
母子通園施設	1	22	×	×	×	×	×	×
公営住宅への入居		23	○	○	○	○	○	○
グループホーム		23	○	○	○	○	○	○
大町公共職業安定所	5	24	○	○	○	○	○	○
障害者トライアル雇用	5	24	○	○	○	○	○	○
就労継続支援	6	25	○	○	○	○	○	○
鉄道運賃割引	30	26	○	○	○	○	○	○
航空旅客運賃割引	30	26	○	○	○	○	○	○
バス運賃割引	31	27	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃割引	31	27	○	○	○	○	○	○
福祉タクシー券	31	27	△	△	△	×	×	×
福祉タクシー券	31	27	△	△	△	×	×	×
福祉有償運送サービス	32	28	△	△	△	△	△	△
心身障害児・者の交通費支給	32	28	△	△	△	△	△	△
有料道路通行料	33	29	○	○	○	○	○	○
駐車禁止規制の適用除外	33	29	△	△	△	×	×	×
自動車改造費助成		30	△	△	△	△	△	△
自動車運転免許取得の助成	33	30	△	△	△	△	△	△
所得税に関する所得控除	34	31	○	○	○	○	○	○
所得税に関する医療費控除	35	32	○	○	○	○	○	○
利子等の非課税	35	32	○	○	○	○	○	○
相続税に関する障害者控除	36	33	○	○	○	○	○	○
贈与税の非課税	36	33	○	×	×	×	×	×
消費税の非課税	36	33	△	△	△	△	△	△
個人事業税の非課税(マッサージ業他)		34	○	○	△	×	×	×
自動車税・自動車所得税減免	38	34～35	△	△	△	△	△	△
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	39	36	○	○	○	○	○	○
NHKの受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	△	△	△
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	△	△	△
携帯電話割引	41	38	△	△	△	△	△	△
青い鳥郵便はがき無料配布	41	39	○	○	×	×	×	×
郵便等による不在者投票		39	△	△	△	×	×	×
公共施設の割引	42	39	△	△	△	△	△	△
信州バーキング・パーミット制度	43	40	○	○	△	△	△	△

※複数の障害が合併し、「個別等級」と「総合等級」が異なる場合は、制度によって引用される等級が異なります。詳しくは担当も度口にお問い合わせください。

療育手帳

○…制度の利用が出来ます。 △…利用にあたっての条件があります。 ×…制度の利用が出来ません。

	本紙掲載 ページ	障がい者福 祉制度のあ らまし掲載 ページ	A1	A2	B1	B2	
福祉医療	12	2	○	○	○	○	
特別障害者手当		8	△	△	△	△	重度の障がい者を対象とし、審査を行います。
障害児福祉手当	16	8	△	△	△	△	重度の障がい児を対象とし、審査を行います。
児童扶養手当	17	9	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
特別児童扶養手当	18	10	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
介護者慰労金	19	10	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
交通・災害遺児見舞金	19	11	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
心身障害者扶養共済	20	11	○	○	○	○	
交通事故被害者への介護料	21	12	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
重度心身障害児福祉手当	22	13	△	△	△	△	特別児童扶養手当の支給基準を満たす児童が対象となります。
長野県民交通災害共済	23	14	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
補装具	24	15	×	×	×	×	
日常生活用具	25	16	△	△	△	△	品目によって支給・貸与の対象となる等級が異なります。
居宅介護	25	16	△	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
短期入所	26	17	△	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
タイムケア	27	17	○	○	○	○	
日中一時支援	27	17	○	○	○	○	
住宅改修	27	18	×	×	×	×	
移動支援	28	18	○	○	○	○	障がいの状況によって月の利用上限時間が変わります。
身体障害者補助犬		19	×	×	×	×	
身体障害者要約筆記者等派遣		20	×	×	×	×	
地域活動支援センター		21	○	○	○	○	
生活介護事業所		21	△	△	△	△	障害支援区分3以上の状態である人が対象となります。
精神科デイケア	29	22	×	×	×	×	
授産施設の利用	29	22	○	○	○	○	
母子通園施設	1	22	○	○	○	○	
公営住宅への入居		23	△	△	△	△	
グループホーム		23	○	○	○	○	
大町公共職業安定所	5	24	○	○	○	○	
障害者トライアル雇用	5	24	○	○	○	○	
就労継続支援	6	25	○	○	○	○	
鉄道運賃割引	30	26	△	△	△	△	障がいの等級によって割引対象者が異なります。 各社の規約により対象が変更となる場合があります。
航空旅客運賃割引	30	26	△	△	△	△	障がいの等級によって割引対象者が異なります。 各社の判断により対象が変更となる場合があります。
バス運賃割引	31	27	△	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
タクシー運賃割引	31	27	△	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
福祉タクシー券	31	27	○	○	○	○	
福祉有償運送サービス	32	28	△	△	△	△	社会福祉協議会への会員登録が必要になります。
心身障害児・者の交通費支給	32	28	○	○	○	○	県内の心身障害児・者施設に入所している人に限ります。
有料道路通行料	33	29	○	○	×	×	障がいの等級によって対象となる運転者の範囲が異なります。
駐車禁止規制の適用除外	33	29	○	○	×	×	
自動車改造費助成		30	×	×	×	×	
自動車運転免許取得の助成	33	30	×	×	×	×	
所得税に関する所得控除	34	31	○	○	○	○	
所得税に関する医療費控除	35	32	○	○	○	○	
利子等の非課税	35	32	○	○	○	○	
相続税に関する障害者控除	36	33	○	○	○	○	障がいの等級によって控除額が異なります。
贈与税の非課税	36	33	○	○	×	×	
消費税の非課税	36	33	×	×	×	×	
個人事業税の非課税(マッサージ業他)		34	×	×	×	×	
自動車税・自動車所得税减免	38	34~35	△	△	△	△	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	39	36	○	○	○	○	
NHKの受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	△	等級ほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	△	等級ほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
携帯電話割引	41	38	△	△	△	△	電話会社によって対象となる内容が異なる場合があります。
青い鳥郵便はがき無料配布	41	39	○	○	×	×	
郵便等による不在者投票		39	×	×	×	×	
公共施設の割引	42	39	△	△	△	△	
信州パーキング・パミット制度	43	40	○	○	×	×	

精神保健福祉手帳

○…制度の利用が出来ます。 △…利用にあたっての条件があります。 ×…制度の利用が出来ません。

	本紙掲載 ページ	障がい者福 祉制度のあら まし掲載ペー ジ	1級	2級	3級	備考
福祉医療	12	2	○	○	×	
特別障害者手当		8	△	△	△	重度の障がい者を対象とし、審査を行います。
障害児福祉手当	16	8	△	△	△	重度の障がい児を対象とし、審査を行います。
児童扶養手当	17	9	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
特別児童扶養手当	18	10	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
介護者慰労金	19	10	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
交通・災害遺児見舞金	19	11	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
心身障害者扶養共済	20	11	○	○	○	
交通事故被害者への介護料	21	12	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
重度心身障害児福祉手当	22	13	△	△	△	特別児童扶養手当の支給基準を満たす児童が対象となります。
長野県民交通災害共済	23	14	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
補装具	24	15	×	×	×	
日常生活用具	25	16	×	×	×	
居宅介護	25	16	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
短期入所	26	17	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
タイムケア	27	17	○	○	○	
日中一時支援	27	17	○	○	○	
住宅改修	27	18	×	×	×	
移動支援	28	18	○	○	○	障がいの状況によって月の利用上限時間が変わります。
身体障害者補助犬		19	×	×	×	
身体障害者要約筆記者等派遣		20	×	×	×	
地域活動支援センター		21	○	○	○	
生活介護事業所		21	△	△	△	障害支援区分3以上の状態である人が対象となります。
精神科デイケア	29	22	○	○	○	
授産施設の利用	29	22	○	○	○	
母子通園施設	1	22	×	×	×	
公営住宅への入居		23	△	△	△	
グループホーム		23	○	○	○	
大町公共職業安定所	5	24	○	○	○	
障害者トライアル雇用	5	24	○	○	○	
就労継続支援	6	25	○	○	○	
鉄道運賃割引	30	26	×	×	×	
航空旅客運賃割引	30	26	×	×	×	
バス運賃割引	31	27	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
タクシー運賃割引	31	27	×	×	×	
福祉タクシー券	31	27	×	×	×	
福祉有償運送サービス	32	28	△	△	△	社会福祉協議会への会員登録が必要になります。
心身障害児・者の交通費支給	32	28	△	△	△	県内の心身障害児・者施設に入所している人に限ります。
有料道路通行料	33	29	×	×	×	
駐車禁止規制の適用除外	33	29	○	×	×	
自動車改造費助成		30	×	×	×	
自動車運転免許取得の助成	33	30	×	×	×	
所得税に関する所得控除	34	31	○	○	○	
所得税に関する医療費控除	35	32	○	○	○	
利子等の非課税	35	32	○	○	○	
相続税に関する障害者控除	36	33	○	○	×	障がいの等級によって控除額が異なります。
贈与税の非課税	36	33	○	×	×	
消費税の非課税	36	33	×	×	×	
個人事業税の非課税(マッサージ業他)		34	×	×	×	
自動車税・自動車所得税減免	38	34～35	○	×	×	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	39	36	○	○	○	
NHKの受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	等級のほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	41	38	△	△	△	等級のほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
携帯電話割引	41	38	△	△	△	電話会社によって対象となる内容が異なる場合があります。
青い鳥郵便はがき無料配布	41	39	×	×	×	
郵便等による不在者投票		39	×	×	×	
公共施設の割引	42	39	△	△	△	
信州パーキング・パークシット制度	43	40	○	×	×	



医 療



1 福祉医療

内 容	対象者が医療保険で受診した時、支払った医療費（保険診療の自己負担相当額）の一部が指定された口座に振り込まれます。 (18歳以下の人が県内の医療機関を受診した場合は、500円（自己負担）を除いて、市から直接医療機関に振込みます。) ※ 支給は診療月の3ヶ月以降となります。
対 象 者	以下のいずれかに該当する人 • 障がい者 1. 身体障害者手帳 1級～4級 2. 療育手帳 A1、A2、B1、B2 3. 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 4. 特別児童扶養手当 1級、2級 5. 国民年金の障害年金 1級、2級 6. 障害者自立支援法精神通院該当者（ただし、指定医療機関通院分のみ） • こども 高校3年生まで • 母子家庭の母子、父子家庭の父子 • 配偶者のいない方で、児童扶養手当を受給している人とその子ども
支 給 額	診療報酬明細書ごとに、500円（自己負担）を控除して支給されます。
申請に必要な書類	• 印鑑 • 障害者手帳、年金証書等対象者であることがわかるもの • 健康保険証 • 振込先の口座番号がわかるもの
窓 口	大町市役所 市民課国保・年金係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311

2 自立支援医療（精神通院医療）

内 容	精神科に通院する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた医療費の一部を公費で負担します。
対象となる医療の例	病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける場合
自己負担	原則 10% （所得等により 1 ヶ月の負担上限額が設けられます）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">• 指定医による診断書• 申請書• 個人番号（マイナンバー）がわかるもの• 健康保険証• 印鑑 <p>※ 紛失、汚損による再発行や、住所の変更、健康保険証などの記載内容に変更が生じた場合は、届出が必要となります。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420
有効期間	認定日より 1 年間

3 自立支援医療（育成医療）

内 容	18歳未満の児童に対して、身体上の障がいの除去や、障がいの程度を軽くするための医療費の一部を公費で負担します。
対象となる医療の例	<ol style="list-style-type: none">1. 視覚障がい……………角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術など2. 聴覚障がい……………鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術など3. 音声言語等障がい…形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正など4. 肢体不自由……………人工関節置換術、切断端形成術、理学療法など5. 内部障がい……………人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗H.I.V療法、免疫調節療法など
自己負担	原則 10% （所得等により 1 ヶ月の負担上限額が設けられます）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">• 指定医による育成医療意見書• 申請書• 個人番号（マイナンバー）がわかるもの• 印鑑• 健康保険証
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420
有効期間	1年間

4 歯科検診

内 容	重度障がい者のため、県内4病院に障がい者用歯科医療機器が整備されています。		
対象となる病院	東信 北信 中信 南信	佐久市立国保浅間総合病院 長野赤十字病院 松本歯科大学病院 伊南行政組合昭和伊南総合病院	0267-67-2295 026-226-4131 0263-52-3100 0265-82-2121
その他	「障害者歯科相談医制度」として、登録された歯科医により、身近で相談や診療が受けられます。		
窓口	大町市中央保健センター 歯科医師会 対象の医療機関	電話：23-4400 電話：026-227-5711	

5 小児慢性特定疾患治療研究事業

内 容	所得の状況に応じて、対象疾患患者の保険医療費の自己負担分を公費で負担します。
対象者	18歳未満で下記の対象疾患の治療を受ける（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）の児童。
対象となる疾患 16疾患群 (762疾患)	<ol style="list-style-type: none">1 悪性新生物(白血病、悪性リンパ腫、神経芽腫 等)2 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症 等）3 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、気管狭窄 等）4 慢性心疾患（ファロー四徴症、単心室 等）5 内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症 等）6 膠原病（若年性関節リウマチ 等）7 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病）8 先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常、骨形成不全症 等）9 血友病等血液・免疫疾患（血友病、慢性肉芽腫症 等）10 免疫疾患（細網異形成症、CF症候群 等）11 神経・筋疾患（レット（Rett）症候群、結節性硬化症 等）12 慢性消化器疾患（胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 等）13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（歌舞伎症候群 等）14 皮膚疾患群（先天性白皮症、常染色体劣性遺伝性魚鱗癬 等）15 骨系統疾患（胸郭不全症候群 等）16 脳管系疾患（脳動静脈奇形 等）

	くわしくは「国立成育医療センター研究所成育政策科学研究所」「社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所」ホームページをご参照下さい。
申請に必要な書類	(1) 交付申請書 (2) 医療意見書 (3) 児童の属する世帯の住民票等の写し (4) 保護者等児童の生計を主として維持する者の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し ※ 疾患により申請書類の内容が異なります。詳しくは大町保健福祉事務所にお問い合わせください。
窓口	大町保健福祉事務所 電話：22-5111



年金・手当



1 障害児福祉手当

内 容 受 給 要 件	20才未満で、身体障害者手帳1級又は2級の一部の障がいのある人や常時介護を要する知的障がい児（IQ20以下）及びそれと同程度以上と認められる在宅の人に支給されます。 ※病院又は診療所に継続して3か月以上入院している人を除きます。 ※所得が一定の額を越える人は受給できない場合があります。
給 付 額	月額 14,880円（令和2年4月現在）
支 給 月	2月、5月、8月、11月
申請に必要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none">• 身体障害者手帳又は療育手帳• 障害児福祉手当認定請求書• 障害児福祉手当所得状況届• 障害児福祉手当認定診断書（手帳所持者は必要ない場合があります。）• 印鑑• 振込み口座番号のわかるもの <p>※障がい状況によって異なります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

2 児童扶養手当

内 容	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭等の安定した生活と自立を促すために支給されます。												
受 給 要 件	<p>以下の条件にあてはまる児童（18歳まで）を養育している親等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童 4. 父又は母の生死が明らかでない児童 5. 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母がDV保護命令を受けた児童 7. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 8. 母が婚姻によらないで生まれた児童 <p>※児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいを有している場合は、20歳に達する日まで手当が受けられます。</p> <p>※里子、児童福祉施設、社会福祉施設等に入所している児童は除きます。</p>												
給 付 額 (令和2年 4月現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童1人のとき</th> <th>児童2人のとき</th> <th>児童3人目以降 1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給の場合</td> <td>月額 43,160円</td> <td>月額 53,350円</td> <td>月額 6,110円</td> </tr> <tr> <td>一部支給の場合</td> <td>所得額に応じ 43,150～ 10,180円</td> <td>所得額に応じ 53,330～ 15,280円</td> <td>所得額に応じ 6,100～ 3,060円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	児童1人のとき	児童2人のとき	児童3人目以降 1人につき	全部支給の場合	月額 43,160円	月額 53,350円	月額 6,110円	一部支給の場合	所得額に応じ 43,150～ 10,180円	所得額に応じ 53,330～ 15,280円	所得額に応じ 6,100～ 3,060円
区分	児童1人のとき	児童2人のとき	児童3人目以降 1人につき										
全部支給の場合	月額 43,160円	月額 53,350円	月額 6,110円										
一部支給の場合	所得額に応じ 43,150～ 10,180円	所得額に応じ 53,330～ 15,280円	所得額に応じ 6,100～ 3,060円										
支 給 月	1月、3月、5月、7月、9月、11月												
申請に必要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と対象児童の戸籍謄本 ・請求者と対象児童の個人番号（マイナンバー）がわかるもの ※扶養義務者がいる場合には扶養義務者の個人番号（マイナンバー）野 わかるものも必要となります。 ・印鑑 ・請求者の身分証明書（運転免許証やパスポートなど） ・その他 												
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420												

3 特別児童扶養手当

内 容	児童の福祉増進を図るため、精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童を監護する父もしくは母、養育者に支給されます。	
受 給 要 件	<p>国民年金法 1 級又は 2 級に定める程度の状態にある児童を監護する親等 ※障害者手帳の等級と同じではありません。 ※所得が一定額を超える人は、受給できない場合があります。 詳しくは窓口にお尋ねください。</p>	
給 付 額 (令和2年 4月現在)	1 級該当児童 1 人につき	月額 52,500 円
	2 級該当児童 1 人につき	月額 34,970 円
支 給 月	4月、8月、12月（各月とも 11 日、ただし、12月期は 11 月 11 日）	
申請に必要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none">・請求者と対象児童の戸籍謄本・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し・所定の診断書（省略できる場合があります）・その他	
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420	



4 障害基礎年金

20歳以降の経済保障

内 容	国民年金加入中に、病気やケガで障がいの状態になったとき、又は 20 歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になったときは、障害基礎年金が支給されます。
受給要件	<ol style="list-style-type: none">1. 20 歳前や国民年金の被保険者加入中、又は 60 歳以上 65 歳未満の人で日本国内に住んでいる間に初診日（病気やけがで初めて医師の診察を受けた日）があること。2. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が 3 分の 2 以上あること。又は、初診日が令和 8 年 4 月 1 日前であって初診日に 65 歳未満の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に未納がないこと。3. 障害認定日に政令で定められている障害等級表の 1 級又は、2 級の障がい状態になっていること。
年金額 (令和2年 4月現在)	1 級障害 年額 977,125 円 2 級障害 年額 781,700 円 ※年金額改正、加算等もあります。
申請に必要な 書類	状態により必要書類が異なります。詳しくは窓口にお尋ねください。

書類	※障害厚生年金については、年金事務所へお問い合わせください。
窓口	松本年金事務所：0263-32-5821 大町市役所市民課国保・年金係電話：22-0420

5 介護者慰労金

内 容	家庭において、3歳以上の重度心身障がい者（児）を常時介護している人、もしくは介護していた人に慰労金が支給されます。
受給要件	基準日(11月1日)において、常時複雑な介護を必要とする心身障がい者（児）を、在宅で6か月以上介護している人、もしくは介護していた人 ※寝たきり老人等介護者慰労金支給対象者を除きます。
給付額 (平成29年 4月現在)	年額 100,000円／要介護者1人
支給月	12月末
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・大町市重度心身障害者（児）介護慰労金申請書 ・印鑑 ・振込口座のわかるもの
窓口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

6 交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

内 容	満18歳に達する日以降最初の3月31日までに、交通事故又は災害により、父又は母が死亡した場合、もしくは重度の障がい者となった場合、その児童に支給されます。
給付金	1. 交通、災害遺児見舞金 50,000円/1人 2. 交通、災害遺児就労激励金 70,000円/1人
窓口	大町市社会福祉協議会 電話 22-1501

7 心身障害者扶養共済

内 容	<p>心身障がい者を扶養し、かつ、毎月一定の掛金の払い込みをしている人が死亡した場合、又は著しい障がいを有する状態となった場合、扶養されていた心身障がい者に年金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 心身障がい者 1人につき2口まで加入できます。 ※ 加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。 ※ 掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。
受 給 要 件	<p>1級から3級の身体障がい者、及び知的障がい者、精神障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者など）で、次のすべての要件を満たしている場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)長野県内に住所があること。 (2)年齢（4月1日現在）が65歳未満であること。 (3)特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。 (4)障がい者1人に対し加入できる保護者等は1人であること。
掛 金	<p>加入者の加入時年齢により掛金が異なります。</p> <p>加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときは、その後の掛け金が免除されます。また、掛け金の納付が困難な人には掛け金が減免される場合があります。</p>
年 金 等 の 納 付	<ol style="list-style-type: none"> (1)加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となったときは、扶養されていた心身障がい者に月額1口20,000円(2口まで)の年金が受給されます。 (2)加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じた弔慰金（一時金）を支給します。 (3)5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。
申請に必要な書類	詳しくは窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

8 交通事故被害者への介護料

内 容	<p>自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、在宅での生活をするうえで、移動、食事、排泄など日常生活動作について、常時又は随時の介護が必要な状態である者を介護している人に支給されます。</p> <p>介護料は、主に以下の介護に要する費用を支出したとき、又はその支出が一定額に満たない場合は一律定額を支給します。</p> <p>(1)訪問介護などの介護サービス（ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス）の費用 (2)介護用品の購入費</p> <p>※認定申請が必要となります。</p> <p>※介護保険法に基づく介護給付、又は労働者災害補償保険法に基づく介護補償給付や介護給付などを受給した場合は支給されません。</p>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">• 介護料受給資格認定申請書• 戸籍謄本：家族全員分• 住民票：家族全員分• 所得証明書：対象者及び家族全員分（ただし、学生・乳幼児などを除く）• 自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書 (後遺障害等級をお持ちでない方はa.及びb.を提出)<ul style="list-style-type: none">a.交通事故証明書：（自動車安全運転センターにて発行）b.事故時の診断書：（主たる負傷位置及び入院期間の記載のあるもの）• 誓約書：（対象者が受給資格の喪失要件に該当しないことの誓約）• 重度後遺障害診断書：（自損事故の方、最重度を希望される方及び高次脳機能障害を評価した受給資格の認定を希望する方） <p>※申請書の書式は下記の URL よりダウンロードできます。 http://www.nasva.go.jp/sasaeru/youshiki.html</p>
窓 口	独立行政法人 自動車事故対策機構長野支所 電話：026-480-0521

9 重度心身障害児福祉手当

内 容	児童の福祉増進を図るため、精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童を監護する父もしくは母、養育者に支給されます。											
受 給 要 件	国民年金法 1 級又は 2 級に定める程度の状態にある児童を監護する親等 ※福祉施設の入所者、勉学、治療、訓練等のため一時的に居住する人は 対象になりません											
給 付 額	<table border="1"><thead><tr><th>期別</th><th>支給月</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>前期（4 月～9 月）</td><td>9 月</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>後期（10 月～3 月）</td><td>3 月</td><td>10,000 円</td></tr></tbody></table>			期別	支給月	支給額	前期（4 月～9 月）	9 月	10,000 円	後期（10 月～3 月）	3 月	10,000 円
期別	支給月	支給額										
前期（4 月～9 月）	9 月	10,000 円										
後期（10 月～3 月）	3 月	10,000 円										
申請に必要な書類	詳しくは窓口にお尋ねください。											
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420											

10 長野県民交通災害共済

内 容	会費を納めた会員（市内に居住する人及び被扶養者であつて就学のため市外に居住している人）が交通災害にあって、死亡もしくはけが等をされた場合、見舞金を支給します。																																																																																																					
見舞金支給の範囲	日本国内で発生した道路上を運行中の自動車、バイク、自転車、電車、もしくは身体障がい者が市から交付、又は貸与された車椅子を使用中に道路上で転倒した場合、及び航行中の航空機、船舶による交通事故が対象となります。																																																																																																					
給付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>死亡又は障がいの程度等</th> <th>人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金</th> <th>物損事故扱いの交通事故証明書又は交通事故申立書による請求の場合の見舞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>死亡</td> <td>1,000,000円</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>実入院・通院日数90日以上</td> <td>110,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>" 85~89日以上</td> <td>105,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>" 80~84日以上</td> <td>100,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>" 75~79日以上</td> <td>95,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>" 70~74日以上</td> <td>90,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>" 65~69日以上</td> <td>85,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>" 60~64日以上</td> <td>80,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>" 55~59日以上</td> <td>75,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>" 50~54日以上</td> <td>70,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>" 45~49日以上</td> <td>65,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>12級</td> <td>" 40~44日以上</td> <td>60,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>13級</td> <td>" 35~39日以上</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>14級</td> <td>" 30~34日以上</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>15級</td> <td>" 25~29日以上</td> <td>45,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>16級</td> <td>" 20~24日以上</td> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>17級</td> <td>" 15~19日以上</td> <td>35,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>18級</td> <td>" 10~14日以上</td> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>19級</td> <td>" 5~9日以上</td> <td>25,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>20級</td> <td>" 2~4日以上</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害見舞金</td><td>身体障害者1級</td><td>400,000円</td><td>200,000円</td></tr> <tr> <td>身体障害2級及び精神1級</td><td>300,000円</td><td>150,000円</td></tr> <tr> <td>身体障害3級</td><td>200,000円</td><td>100,000円</td></tr> <tr> <td>遺児見舞金</td><td>義務教育終了前の遺児1人につき</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td></tr> </tbody> </table>				等級	死亡又は障がいの程度等	人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金	物損事故扱いの交通事故証明書又は交通事故申立書による請求の場合の見舞金	1級	死亡	1,000,000円	500,000円	2級	実入院・通院日数90日以上	110,000円	55,000円	3級	" 85~89日以上	105,000円	55,000円	4級	" 80~84日以上	100,000円	55,000円	5級	" 75~79日以上	95,000円	55,000円	6級	" 70~74日以上	90,000円	55,000円	7級	" 65~69日以上	85,000円	55,000円	8級	" 60~64日以上	80,000円	55,000円	9級	" 55~59日以上	75,000円	55,000円	10級	" 50~54日以上	70,000円	55,000円	11級	" 45~49日以上	65,000円	55,000円	12級	" 40~44日以上	60,000円	55,000円	13級	" 35~39日以上	55,000円	55,000円	14級	" 30~34日以上	50,000円	50,000円	15級	" 25~29日以上	45,000円	45,000円	16級	" 20~24日以上	40,000円	40,000円	17級	" 15~19日以上	35,000円	35,000円	18級	" 10~14日以上	30,000円	30,000円	19級	" 5~9日以上	25,000円	25,000円	20級	" 2~4日以上	20,000円	20,000円	障害見舞金	身体障害者1級	400,000円	200,000円	身体障害2級及び精神1級	300,000円	150,000円	身体障害3級	200,000円	100,000円	遺児見舞金	義務教育終了前の遺児1人につき	300,000円	300,000円
等級	死亡又は障がいの程度等	人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金	物損事故扱いの交通事故証明書又は交通事故申立書による請求の場合の見舞金																																																																																																			
1級	死亡	1,000,000円	500,000円																																																																																																			
2級	実入院・通院日数90日以上	110,000円	55,000円																																																																																																			
3級	" 85~89日以上	105,000円	55,000円																																																																																																			
4級	" 80~84日以上	100,000円	55,000円																																																																																																			
5級	" 75~79日以上	95,000円	55,000円																																																																																																			
6級	" 70~74日以上	90,000円	55,000円																																																																																																			
7級	" 65~69日以上	85,000円	55,000円																																																																																																			
8級	" 60~64日以上	80,000円	55,000円																																																																																																			
9級	" 55~59日以上	75,000円	55,000円																																																																																																			
10級	" 50~54日以上	70,000円	55,000円																																																																																																			
11級	" 45~49日以上	65,000円	55,000円																																																																																																			
12級	" 40~44日以上	60,000円	55,000円																																																																																																			
13級	" 35~39日以上	55,000円	55,000円																																																																																																			
14級	" 30~34日以上	50,000円	50,000円																																																																																																			
15級	" 25~29日以上	45,000円	45,000円																																																																																																			
16級	" 20~24日以上	40,000円	40,000円																																																																																																			
17級	" 15~19日以上	35,000円	35,000円																																																																																																			
18級	" 10~14日以上	30,000円	30,000円																																																																																																			
19級	" 5~9日以上	25,000円	25,000円																																																																																																			
20級	" 2~4日以上	20,000円	20,000円																																																																																																			
障害見舞金	身体障害者1級	400,000円	200,000円																																																																																																			
	身体障害2級及び精神1級	300,000円	150,000円																																																																																																			
	身体障害3級	200,000円	100,000円																																																																																																			
遺児見舞金	義務教育終了前の遺児1人につき	300,000円	300,000円																																																																																																			
窓口	大町市役所 市民課消費生活・交通安全係 電話 22-0420 八坂支所 民生係 電話 26-2001 美麻支所 民生係 電話 29-2311																																																																																																					

●生活の支援

1 補装具の給付

内 容	<p>身体障害者手帳を所持している方が、認定された障がいについて身体のハンディキャップを補うため、補装具が必要と認められた人に対する、補装具の交付及び修理に係る自己負担分の一部を公費で負担します。</p> <p>※交付には指定医の判定を必要とするものがあります。</p> <p>※所得状況により自己負担が発生する場合や、給付が受けられない場合があります。</p> <p>※介護保険や労災保険等の対象者はそちらが優先されます。</p>		
補 装 具	補装具の種類	判定の要否	備 考
	義肢	○	義手・義足
	装具	○	上肢・下肢・靴型・体幹
	座位保持装置	○	
	車イス	○	既製品（レディメイド）
	車イス	○	オーダーメイド
	電動車イス	○	電動リフト、モジュラー方式等
	補聴器	○	箱型・耳掛け型・挿耳型等
	義眼		
	矯正眼鏡		
	遮光眼鏡		
	コンタクトレンズ		
	弱視眼鏡		
	歩行器		
	盲人安全つえ		
申請に必要な書類	歩行補助つえ		一本つえを除く
	重度障害者用意思伝達装置	○	
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・医師の意見書 ・処方箋、見積書等 <p>※補装具の種類や給付・修理の内容により、必要な書類が異なります。 詳しくは窓口にお尋ねください。</p>			
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420		

2 日常生活用具の交付・貸与

内 容	在宅の重度障がい者（児）の日常生活を容易にするための日常生活用具を交付又は貸与します。 ※世帯の所得状況により自己負担が発生する場合や、給付が受けられない場合があります。 ※障がいの内容及び程度等に応じて制限があります。 ※日常生活用具の種類に応じて基準額があります。 ※介護保険や労災保険等の対象者はそちらが優先されます。
申請に必要な書類	・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・見積書、カタログなど ※日常生活用具の種類や障がいの内容、程度によりその他の書類が必要となる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

3 居宅介護（ホームヘルプサービス）

内 容	日常生活に著しく支障のある心身障がい者（児）及び難病患者の家庭に対し、家事、介護等日常生活の援助を行うホームヘルパーを派遣します。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者であって、障害支援区分1以上の人及び難病患者
介護の種類	(1)身体介護 食事の介護、排泄の介護、入浴の介護等 (2)家事援助 調理、衣類の洗濯、掃除、買物 (3)相談、助言 (4)通院介助、通院等のための乗車・降車の介助 (5)行動援護 行動上著しく困難を有し、常時介護を要する知的障がい又は精神障がい者（児）に対する危険回避に必要な援護、外出時の移動の介護等 (6)同行援護 視覚障がい者に付き添い、移動時に必要な情報提供や行動の援護を行う。 (7)重度訪問介護 常時介護を要する重度、かつ四肢まひのある身体障がい者に身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護などを総合的に支援 (8)重度障がい者等包括支援 常時介護を要するALS等極めて重度の身体、知的、精神に障がいのある人に24時間体制で複数のサービスを包括的に提供
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	身体障害者手帳等 ※事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。 ※介護保険制度が利用可能な場合はそちらが優先されます。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

4 短期入所（ショートステイ）

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、中期的に家庭での介護ができないときに、施設等において介護します。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳持者であって、障害支援区分1以上の人
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	身体障害者手帳等 ※事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
実施事業所	下記の窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

5 子育て支援ショートステイ事業

内 容	家庭の事情によりお子さんの養育が困難な場合に、お子さんを児童福祉施設等でお預かりします。最大7泊8日の利用が可能です。
対 象 者	18歳未満のお子さんで、保護者が以下の条件のいずれかに該当するとき • 保護者が疾病又は負傷しているとき • 保護者が妊娠中又は出産間もないとき • 冠婚葬祭のとき など
送 迎	施設への送迎はご家庭で行っていただきます。
利用者負担	所得状況に応じて負担していただきます。
実施事業所 (30年4月現在)	• 2歳未満 松本児童園 松本市島内 • 2歳以上18歳未満 松本赤十字乳児院 松本市岡田松岡 2歳以上18歳未満 つちやホーム 大町市大町
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420

6 タイムケア

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、一時的に家庭で介護できないときに、介護を知人等に委託することができます。委託料金の一部を公費で負担します。また社会福祉協議会所属のソーシャルワーカーに外出の付き添いを依頼することができます。（利用について条件があります）
対 象 者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・発達障害の診断を受けている人
利 用 時 間	年間300時間以内（送迎時間を含む、宿泊させることはできない）
申請に必要な書類	・身体障害者手帳等又は発達障害の記載がある診断書 ・印鑑 ※介護を委託する知人を変更、又は追加する場合は申請が必要です。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

7 日中一時支援

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、一時的に家庭での介護ができないときに、事業者に介護を委託することができます。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
利 用 時 間	利用時間の制限なし（宿泊をさせることはできない）
申請に必要な書類	・身体障害者手帳等 ・印鑑 ※介護を委託する事業者を変更、又は追加する場合は申請が必要です。
実施事業所	51 ページに事業者を掲載しております。
窓 口	大町市役所福祉課福祉係 電話：22-0420

8 住宅改修

内 容	身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、居室、浴室、便所、洗面所等を整備改善する費用の一部を補助します。
対 象 者	前年度の所得税額の合算額が8万円以下の世帯であって、次のいずれかに該当する世帯 (1) 1級から3級の身体障害者手帳所持者のいる世帯 (2) 4級から6級の身体障害者手帳を所持する独居者、又は常時介護する人がなく支援が必要と認められる世帯
補 助 額	対象経費の9/10以内の額（63万円を限度）

申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・改修の内容のわかるもの（見積書、図面等）
窓口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

9 移動支援

内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出時の移動を支援します。
対象者	屋外での移動に困難がある障がい者
支援の種類	身体介護を伴う場合と伴わない場合の2種類があります。
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等
窓口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420



日中活動の場



1 フリースペース・学習支援

内 容	人との付き合いが苦手で外出などが難しくなっている子どもや若者が安心して日中を過ごす場です。学習の支援を受けることができます。		
対 象 者	不登校やひきこもりの状態にある概ね39歳までの人		
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> • NPO 法人 北アルプスの風 がんばりやさん 大町市常盤 4831-10 ☎・F a x 0261-85-2255 e-mail ganbariya@white.plala.or.jp • NPO 法人キッズウィル 遊学舎 大町市大町 2544-4 ☎ 0261-85-4055 e-mail kidswillmail@tempo.ocn.ne.jp • NPO 法人 ぼれぼれそよかぜ 大町市平 5075-3 ☎ 0261-85-0245 e-mail porepore@galaxy.ocn.ne.jp 		
自 己 負 担	原則無料		
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書 等 		
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420		

2 授産施設の利用

内 容	身体、知的等の障がいにより一般就労が困難な人や、世帯の事情等により就業能力の限られている人に、就労の場の確保や技能の習得と合わせ、自立助長を支援します。		
対 象 者	心身障がい者		
市内事業所	大町市社会就労センター 美麻福祉企業センター		
自己負担額	なし（公費負担）		
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書 • 身体障害者手帳等 		
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420		



交通費

1 鉄道運賃の割引

内 容	次のとおり割引になります		
	対象	割引対象乗車券類	割引率
	第1種障害者手帳所持者がその介護者と利用する場合	普通乗車券・回数乗車券 急行券(特別急行券を除く) 定期券(成人のみ)	50%
	12歳未満の第2種障害者手帳所持者が介護者と利用する場合	定期券	50%
	第1種及び第2種障害者手帳所持者が単独で利用する場合(片道100キロを超える場合)	普通乗車券	50%
対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※身体障害者手帳には「第1種」「介護付用」や「第2種」「単独用」の記載があります。その区別については障がいの種類によって異なります。 ※療育手帳は「A1、A2」が第1種に該当します。		
手 続	窓口で手帳を呈示し、乗車券を購入してください。		

2 航空旅客運賃割引

内 容	次のとおり割引になります			
	適用範囲	割引率		
	身体障がい者(第1種、第2種)及び身体障がい者(第1種)に同行される介護者(一人まで)		航空会社が国内路線ごとに設定	
	療育手帳に「航空割引、本人」、及び「航空割引、本人・介護者」の証明印がある本人と介護者(一人まで)			
対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者			
手 続	航空券購入時及び搭乗時に障害者手帳を呈示してください。 ※事前の予約が必要になります。 ※路線や季節によって割引率が異なります。 詳しくはご利用の航空会社の窓口にお尋ねください。			

3 市民バス運賃の割引

内 容	次のとおり割引になります			
区 分	適用範囲	割引率		
普通乗車券	本人及び介護者 ・身体障害者手帳（第1種）のとき ・療育手帳（A1、A2）のとき ・精神保健福祉手帳（1級）のとき	50%		
	本人のみ ・身体障害者手帳（第2種）のとき ・療育手帳（B1、B2）のとき ・精神保健福祉手帳（2級及び3級）のとき			
手 続	乗車券販売窓口で手帳を呈示し、乗車券を購入してください。			
窓 口	各バス会社			

4 タクシー運賃の割引

内 容	タクシーの運賃が10%割引になります。（時間制運賃を含む）
対 象 者	身体障害者手帳、又は療育手帳所持者
手 続	運転手に手帳を呈示してください。
窓 口	長野県タクシー協会 各タクシー会社

5 福祉タクシー券の交付

内 容	社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー券を交付し、利用料金の一部を助成します。				
対 象 者	自動車税の減免を受けていない人で、以下に該当する人 <table border="1"> <tr> <td>身体障害者手帳 所 持 者</td> <td>視覚障がい 1、2、3級 内部障がい 1、2級 上肢障がい 1、2級 下肢障がい 1、2、3級 体幹障がい 1、2、3級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td>A1、A2、B1、B2</td> </tr> </table>	身体障害者手帳 所 持 者	視覚障がい 1、2、3級 内部障がい 1、2級 上肢障がい 1、2級 下肢障がい 1、2、3級 体幹障がい 1、2、3級	療育手帳所持者	A1、A2、B1、B2
身体障害者手帳 所 持 者	視覚障がい 1、2、3級 内部障がい 1、2級 上肢障がい 1、2級 下肢障がい 1、2、3級 体幹障がい 1、2、3級				
療育手帳所持者	A1、A2、B1、B2				
利 用 範 囲	市内に事業所を有するタクシー				
申 請 に 必 要 な 書 類	・身体障害者手帳等 ・申請書				
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311				

6 福祉有償運送サービス

内 容	バスやタクシーなどの公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者、障がい者等の外出を支援します。
対 象 者	<p>市内に住所を有する人で、次の(1)、(2)の要件をすべて満たす人</p> <p>(1) 福祉有償運送サービスを行う社会福祉法人等に、あらかじめ登録をした会員及び付添人</p> <p>(2) 日常の外出において、バスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な人であって、次の各号のいずれかに該当する人</p> <p>ア 介護保険法の規定による「要援護者」及び「要支援者」</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <p>ウ 肢体不自由もしくは、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は、精神障がいもしくは知的障がい等の人であって、ア又はイに該当しない人</p>
手 続	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉有償運送サービスを行う社会福祉法人等（大町市社会福祉協議会）に、利用者の登録をしてください・ 利用希望日等を、事前に予約してください
利用者負担	市内500円／回 市外500円／回 + 50円／km加算
窓 口	大町市総合福祉センター 電話：22-1501 八坂総合福祉センター 電話：26-2100 美麻総合福祉センター 電話：29-1080

7 心身障がい児・者施設帰省時等の交通費給付

内 容	県内の心身障がい児・者施設に入所している人の帰省、又は面会時の交通費の一部を補助します。
対 象 者	県内の心身障がい児・者施設に入所している人の保護者
対 象 経 費	施設までの経路に必要とする自動車の燃料代及び高速代
補 助 率	2分の1
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・療育手帳等・申請書・領収書、ETC利用証明書
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420

8 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

内 容	次のとおり割引になります				
適用範囲	区分	自動車の範囲	割引率		
自ら運転する場合	身体障害者	本人又は親族が所有する自動車	50%		
介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人、親族又は介護者が所有する自動車			
※ 事業用自動車、レンタカー、軽トラックは対象になりません。					
手 続 き に 必 要 な 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ） ・障がい者本人名義のETCカード（ETCを利用する場合） ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETCを利用する場合） 				
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420				

9 駐車禁止規制の適用除外

内 容	駐車禁止規制から除外される標章が交付されます。
対 象 者	障がいの等級により対象者が定められています。 詳しくは大町警察署窓口へお問い合わせください。
窓 口	大町警察署 電話：22-0110

10 自動車運転免許取得の助成

内 容	自動車免許取得に要した経費の一部を助成します。	
対 象 者	自動車免許を取得することにより社会参加が見込まれる身体障がい者 ※前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属する人	
対 象 経 費	自動車免許取得に要する経費	
補 助 額	10万円以内	
申請に必要 な 書 類	○運転免許取得前 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等 ・申請書 ・印鑑 ・免許取得に係る費用を支払った証明(自動車教習所の領収書等) 	
手 続	運転免許を取得する前に申請する必要があります。給付が決定となりましたら決定通知を送付します。運転免許を取得した後に、報告書と免許証のコピーを提出いただくことになります。	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	



※税制改正により内容が変更となることがあります。
窓口でご確認ください。

1 所得税に関する所得控除

内 容	<p>納税者自身、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が所得税法上の障がい者にあてはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。</p> <p>これを障害者控除といいます。</p> <p>なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。</p> <p>また、重度の障がいの場合は特別障害者控除の対象となる場合もあります。</p> <p>（注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一緒にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が38万円以下（令和2年分以降は48万円以下）である者をいいます。</p>
対 象	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人 このうち1・2級該当者は特別障害者になります。</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けている人 このうち、A1・A2該当者は特別障害者になります。</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 このうち1級と記載されている人は、特別障害者になります。</p> <p>※これ以外でも障害者控除の対象になる場合もあります。</p> <p>※税制改正により内容が変更となることがあります。</p> <p>控除額等、詳細については税務署もしくは市税務課税務係にお問い合わせください。</p>
窓 口	所得税 大町税務署 電話：22-0410 市民税 大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420 ※ 給与所得者は勤務先へお問い合わせください

2 所得税に関する医療費控除

内 容	支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差引いた額が一定額以上の場合は、所得から控除することができます。
対 象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 (1) 治療上、医師が必要と証明する場合のおむつに係る費用（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） (2) ストマケア治療上、医師が必要と証明する場合のストマ用装具代 (3) 居宅サービス計画に基づく医療系サービスと一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護に要する費用
手 続	確定申告書を提出する際に、医療費の支払いを証明する領収書等を添付し、担当者にお伝えください。
窓 口	大町税務署 電話：22-0410 大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420

3 利子等の非課税

内 容	一定の手続により、預け入れた少額預金及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
対 象 者	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人 (2)療育手帳の交付を受けている人 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4)障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障がいを支給事由とする年金を受けている人 (5)障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている人
手 続	○預金の場合 最初の預入等をする日までに「非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。この申告書を提出する際に、年金証書や身体障害者手帳など一定の確認書類を提示する必要があります。 ○公債の場合 国債及び地方債を最初に購入する日までに「特別非課税貯蓄申告書」を、証券業者や金融機関の営業所等の販売機関を経由して税務署長に提出します。原則として、購入の都度「特別非課税貯蓄申込書」を証券業者や金融機関の営業所等の販売機関に提出しなければなりません。この申告書を提出する際に、年金証書や身体障害者手帳等を提示する必要があります。
窓 口	銀行、証券会社等の金融機関

4 相続税に関する障害者控除

内 容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。							
相続人の対象区分 及び控除額	障害区分	控除額						
<table border="1"><tr><td>身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</td><td>1、2級 A1、A2 1級</td><td>20万円×(85歳に達するまでの年数)</td></tr><tr><td>身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</td><td>3~6級 B1、B2 2級</td><td>10万円×(85歳に達するまでの年数)</td></tr></table>		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	1、2級 A1、A2 1級	20万円×(85歳に達するまでの年数)	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	3~6級 B1、B2 2級	10万円×(85歳に達するまでの年数)	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	1、2級 A1、A2 1級	20万円×(85歳に達するまでの年数)						
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	3~6級 B1、B2 2級	10万円×(85歳に達するまでの年数)						
窓 口	大町税務署 電話：22-0410							

5 贈与税の非課税

内 容	特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。
対 象 者	身体障害者手帳 1級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1級
窓 口	信託銀行等

6 消費税の非課税

内 容	身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品等の譲渡、貸付け等が非課税となっています。
対象物品等	
補 装 具	義肢、装具、補聴器、車いす等
日常生活用具等	視覚障害者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換器等
自動車改 造	身体障がい者が運転できるよう補助手段が高じられているもの 車いす使用者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置が装備され、かつ、車いすの固定に必要な装備されているもの
※これらの物品については、地方消費税（県税）についても課されません	
窓 口	大町税務署 電話：22-0410

7 自動車税・自動車取得税の減免

内 容	障がいのある方が所有し、かつ使用する自家用車等について、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられる場合があります。 *下記は概要です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。
-----	---

◎減免の要件

次の1から3までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

1 障がい要件

項 目	障害者等級		
	障がい者本人が運転	生計同一者が運転	
身 体 障 害	視覚障害	1、2、3、4級	1、2、3、4級
	聴覚障害	2、3級	2、3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限る)	
	上肢不自由	1、2級	1、2級(軽自動車対象外)
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1、2級 1、2、3級
	心臓機能障害	1、3級	1、3級
	腎臓機能障害	1、3級	1、3級
	呼吸器機能障害	1、3級	1、3級
	ぼうこう、腸の機能障害	1、3級	1、3級
	小腸の機能障害	1、3級	1、3級
	免疫機能障害	1、2、3級	1、2、3級
	肝臓機能障害	1、2、3級	1、2、3級
知的障害		総合判定A1又はA2	総合判定A1又はA2
精神障害		1級	1級

※身体障害については、個別判定による級別により判断します

2 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること

- (ア) 障がいのある人本人が運転すること。
- (イ) 障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために生計を一にする人が運転すること。
- (ウ) 障がいのある人の世帯で、障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること。

3 所有要件

普通車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

(ア) 障がいのある人

(イ) 障がいのある方と生計を一にする方

（身体に障がいのある方が 18 歳未満で上記 2(イ)に該当する場合、知的又は精神障害がある方で上記2(ア)、(イ)に該当する場合に限ります）

軽自動車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

(ア) 障がいのある人

(イ) 障がいのある方と生計を一にする方

（身体に障がいのある 18 歳未満の方か、知的又は精神障害がある方で上記2(イ)に該当する場合に限ります）

◎減免額

・自動車税（環境性能割）

250 万円に税率を乗じて得た額が上限となります

注）対象車種により、税率が異なります

取得価額が 250 万円以下の自動車の場合は全額減免されます

・自動車税（種別割）

45,000 円まで減免されます。（排気量 2.5L 以下は全額減免）

注）これを超える場合は差額分の納付が必要になります。

グリーン税制適用の乗用車については減免限度額が異なります。

※減免台数は、1 台に限ります

※同一生計証明書の提出が必要となる場合があります。県税事務所窓口へお問い合わせいただき、ご確認ください。証明書は大町市役所福祉課にて発行しております。

窓 口	<ul style="list-style-type: none">自動車取得税、自動車税 中信県税事務所大町事務所 電話：23-6505軽自動車税 大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420
-----	---

8 特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例

内 容	<p>自己が所有する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、平成19年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供していること。</p> <p>※ 「一定のバリアフリー改修工事」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、又は建築法に基づく建築事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書により証明されたものに限ります。</p>
対 象 者	<p>バリアフリー改修工事を行う者が、次のいずれかに該当する特定個人であること。</p> <p>(イ) 50歳以上の者 (ロ) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている者 (ハ) 所得税法上の障がい者である者</p> <p>(二) 高齢者等(65歳以上の者又は上記(ロ)若しくは(ハ)に該当する者をいいます。)である親族と同居を常況としている者 (注) 50歳、65歳及び同居の判定は、居住年の12月31日(年の途中で合って、65歳以上の親族、又は次に該当する親族のいずれかと同居している人</p> <p>※詳細は国税庁HPのホーム>税の情報・手続き・用紙>税について調べる>タックスアンサー(よくあり税の質問)>所得税>「借入金を利用してバリアフリー改修工事をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別控除)」をご確認ください。</p>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 ・住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書(2カ所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書) ・家屋の登記事項証明書、請負契約書の写し等(※)で次のことを明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 増改築等をした年月日 (ロ) 増改築等に要した費用の額 (ハ) 家屋の床面積が50平方メートル以上であること (二) 増改築等が特定取得に該当する場合にはその該当する事実 ・増改築等工事証明書 ・介護保険の被保険者証の写し(2(1)イ(ロ)の者又は2(1)イ(二)の者(要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に限ります。)に該当する場合は、それぞれの認定に係るもの) <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票 ・敷地を取得している場合は別途書類が必要となります。
窓 口	大町税務署 電話: 22-0410



貸付制度

1 社会福祉資金の貸付

内容		所得の低い障がい者のいる世帯等が、経済的自立等の目的で各種資金の貸し付けを受けられます				
種類/貸付要件等		貸付限度額 (上限目安額)	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	連帯 保証人
生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付日から6ヶ月以内(分割送金の場合は最終貸付日から6か月以内)	20年	○有 無利子 ○無 年1.5% (据え置き期間経過後)	原則必要 (ただし連帯保証人なしでも貸付可能)
技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するため必要な経費	習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年		
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲受け経費	(250万円)		7年		
住居転宅費	住居の移転等、給排水設備等の経費	50万円		3年		
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		8年		
自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		8年		
療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随契費含)	療養期間 1年未満 170万円 1年以上 230万円		5年		
福祉サービス費	介護・障害サービス等の経費(介護保険料含)及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年以上 230万円		5年		
災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円		7年		
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険の追納に必要な経費	(513.6万円)		10年		
その他臨時経費	燃料費、修学旅行、帰省費、年金掛金	50万円		3年		
窓	□	大町市社会福祉協議会 電話：22-1501				



1 NHK受信料免除

内 容	NHK受信料が全額、又は半額免除になります。
全額免除	障害者手帳を所持し、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	次の障がい者が世帯主であり、かつ受信契約者である世帯 視覚・聴覚障がい者　すべての等級 身体障がい者　1、2級 知的障がい者　A1、A2 精神障がい者　1級
窓 口	<新規申請受付> 大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 <お問い合わせ> NHK長野放送局 電話026-291-5205

2 大町市ケーブルテレビ放送受信料免除

内 容	大町市ケーブルテレビ放送受信料が全額、又は半額免除になります。
対 象 者	前の「1 NHK 受信料免除」の基準及び免除額と同様です。
窓 口	総合情報センター情報交通課ケーブルテレビ係 電話：21-3805

3 携帯電話割引

内 容	各社ごとに割引サービスが受けられます。
対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
窓 口	NTTドコモ、au、ソフトバンク等、各社にお問い合わせください

4 青い鳥郵便葉書の無料配布

内 容	申出者 1 人につき通常葉書 20 枚が無償配布されます。 ※ 無償配布される通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）は無地、インクジェット、又はくぼみいりの中から 1 種類を選ぶことができます。						
対 象 者	重度の身体障がい者（1 級、2 級）及び重度の知的障がい者（A1、A2）で配布を希望される人						
申込み方法等	<table border="1"><tr><td>申出期間</td><td>毎年 4 月 1 日～5 月 31 日</td></tr><tr><td>申出方法</td><td>郵便局等での申し出 郵送での申し出</td></tr><tr><td>配布方法</td><td>配布開始 4 月 20 日以降、申出者の住所又は居所の集配を受持つ郵便局から郵送されます。</td></tr></table>	申出期間	毎年 4 月 1 日～5 月 31 日	申出方法	郵便局等での申し出 郵送での申し出	配布方法	配布開始 4 月 20 日以降、申出者の住所又は居所の集配を受持つ郵便局から郵送されます。
申出期間	毎年 4 月 1 日～5 月 31 日						
申出方法	郵便局等での申し出 郵送での申し出						
配布方法	配布開始 4 月 20 日以降、申出者の住所又は居所の集配を受持つ郵便局から郵送されます。						
窓 口	大町郵便局 電話：22-0090						

5 公共施設の割引

内 容	各種施設の利用料、入館料が割引になる場合があります。
窓 口	詳しくは施設へお問い合わせください。

6 ヘルプマークについて

内 容	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方がいます。 そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、ヘルプマークを作成し、普及に取り組んでいます。 ラバー製のストラップ形式となっているため、鞄等に着けることができるようになっています。	 ヘルプマーク (赤地に白抜き)
-----	--	---

対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、精神疾患・知的障がいをお持ちの方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい方が対象となります。 また、ヘルプマークを受け取るにあたって障がい者手帳の掲示等は必要ありません。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 大町保健福祉事務所 電話：22-5111

7 ヘルプカードについて

内 容	<p>障がいのある方が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めるすることができます。</p> <p>どういった支援が必要なのかあらかじめ記入しておいてください。</p> <p>市役所福祉課で配布しているものをご利用いただくな、県のホームページに掲載されているものを印刷してご利用ください。</p>	 <p>あなたの支援が必要です。 ヘルプカード</p> <p>長野県</p> <p>ヘルプカード</p>
対象者	ヘルプマークと同様です。	
窓 口	<p>大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 大町保健福祉事務所 電話：22-5111</p> <p>長野県 ヘルプカードについて https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/helpmark/helpcardgaiyo.html</p>	

8 信州パーキング・パーミット制度

内 容	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画をご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。	
利用駐車場	<p>この利用証は、この制度に賛同する協力施設の専用案内表示のある駐車区画で利用できます。</p> <p>県内協力施設の一覧は、長野県ホームページでご確認できます。</p>	
利用証の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用 ・車いす使用者以外用 	
対象者	区分	交付基準
	身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい（4級以上の者） ・聴覚障がい（3級以上の者） ・ろうあ（3級以上の者） ・平衡機能障がい（5級以上の者） ・肢体不自由 上肢（2級以上の者）下肢（6級以上の者） 体幹（5級以上の者） 脳原性 上肢機能（2級以上の者） 移動機能（6級以上の者） 心臓機能障がい（4級以上の者） 腎臓機能障がい（4級以上の者） 呼吸器機能障がい（4級以上の者） ぼうこうまたは直腸の機能障がい（4級以上の者） 小腸機能障がい（4級以上の者） ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（4級以上の者） 肝臓機能障がい（4級以上の者）
	知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳所持者で障がい程度欄 A1、A2 の者
	精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳が1級の者
	発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育期間等が認めた者
	難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）受給者 ・特定疾患医療受給者 ・長野県特定疾病医療受給者 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者
	妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳を取得した者。産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る
	その他けが人または病気等の者	<ul style="list-style-type: none"> ・けがまたは病気等により歩行が困難であること が診断書により確認できる者
		・発行日から2年以内
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係	電話：22-0420
	美麻支所	：29-2311
	八坂支所	：26-2001
	中央保健センター	：23-4400



緊急情報メールについて

緊急情報メール・メールマガジン「おおまち@fan」

内 容	<p>緊急を要する情報（火災・災害・事故等）を知っていただくためのサービス「緊急情報メール配信サービス」及び、行政情報を伝えするためのサービス「大町市メールマガジン（おおまち@fan）配信サービス」をご利用いただくことができます。</p>
登 録 方 法	<p>1. ご利用になっている携帯電話やパソコンから、以下のアドレスへ「空」のメールを送信して下さい。折り返し、受付メールが届きます。 entry@mm2.city.omachi.nagano.jp バーコードリーダー機能付の携帯電話をご利用の方は、下のQRコードをご利用ください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>2. 届いたメールを開き、「■登録、修正、解除」のアドレスをクリックします。 表示された利用規約をお読みになり「同意する」ボタンを押します。</p> <p>3. 「カテゴリ・属性選択」の画面で、受信を希望するカテゴリ名（複数選択可）を選択します。 「□」を押して、印をつけます。 選択した後「次へ」ボタンを押します。</p> <p>4. 登録内容の確認画面に切り替わります。 内容を確認後「登録」ボタンを押すと、登録が正常に終了したことをお知らせします。 ⇒登録手続き完了</p> <p>5. 登録したメールアドレスに「利用登録を受け付けました」というメールが届きます。 ※携帯電話で受信する際、迷惑メール拒否の設定を行っている場合は「@city.omachi.nagano.jp」を受診できるように設定してください。</p>
ホーメページ	http://mm2.city.omachi.nagano.jp/index.html
窓 口	大町市総合情報センター 電話：21-3800



1 家庭児童相談・女性相談

内 容	• 家庭児童相談 お子さんの非行や不登校、家庭内や学校での人間関係や生活習慣、発達などの相談。 • 女性相談 DV や男女問題、家庭不和の悩みなどの相談。
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420（内線 681・757）

2 教育相談

内 容	義務教育中のお子さんの学校生活等に関する相談。 いじめに関する相談にも応じます。
窓 口	大町市役所 教育委員会 学校教育課 電話：23-7000

3 キャリアサポート相談

内 容	義務教育修了後の進路等に関する相談
窓 口	大町市役所 教育委員会 生涯学習課 電話：22-0420（内線 625）

4 大北圏域障害者総合支援センター

内 容	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等のある人や、そのご家族あるいは障がいの有無にかかわらず、社会生活上で困っている人を支援します。
窓 口	大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」 電話：26-3855 (大町市総合福祉センター内)

5 民生・児童委員

内 容	民生児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、日常生活に困っている人や、児童、障がい者、高齢者等で援護を要する皆さんの相談に応じ、助言、援助などを行います。 ※ 各行政区に民生・児童委員がいますので、お気軽にご相談ください。
窓 口	大町市役所 福祉課庶務係 電話：22-0420

6 大町保健福祉事務所

内 容	障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護やひとり親家庭の自立援助、女性問題・DV 被害など、地域の福祉に関する様々な事業の他、健康づくりの相談をはじめ、保健、医療に関する事業を行っています。
窓 口	大町保健福祉事務所 電話：22-5111

7 児童相談所

内 容	18歳未満の児童の養護・障がい、非行・不登校その他の様々な問題について相談に応じています。相談には児童福祉司・児童心理司等の専門職員があたります。また、18歳未満の方の療育手帳の申請は市役所が受付を担当し、児童相談所が判定・交付を行います。
窓 口	松本児童相談所：松本市波田 9986 電話：0263-91-3370

8 各種相談窓口 (詳しくは「広報 おおまち」をご覧ください)

1 社会保険・年金・労働相談

相 談 日	毎月1回 (第2土曜日) 13:00~15:00
場 所	中心市街地多目的ホール
窓 口	市役所 商工労政係 電話 22-0420 (内線 542)

2 結婚相談

相 談 日	毎月2回 (第2、4 土曜日) 13:00~17:00
場 所	大町市総合福祉センター
窓 口	農業委員会 電話 22-0420 (内線 641)

3 法律相談(要予約)

相 談 日	毎月1回 13:00~16:00
場 所	市民相談室 (市役所1階)
窓 口	市役所 広報広聴係 電話 22-0420 (内線 403)

4 行政相談

相 談 日	毎月1回 (月末の水曜日) 9:00~12:00
場 所	市役所西会議室 (八坂支所・美麻支所)
窓 口	市役所 行政管理係 電話 22-0420 (内線 511)

5 年金相談

相 談 日	毎月1回 10:00~15:00
場 所	大町市総合福祉センター
窓 口	松本年金事務所 電話 0263-32-5821

6 女性(男性)相談

相 談 日	毎月2回 10:00~15:00 及び 9:00~12:00
場 所	子育て・女性相談室 (市役所西庁舎2階)
窓 口	市役所 男女共同参画・人権政策係 電話 22-0420 (内線 525)

7 女性のからだ相談(要予約)・育児相談

相 談 日	毎月1回 9:30~11:00
場 所	中央保健センター
窓 口	中央保健センター 電話 23-4400

8 心配ごと相談

相 談 日	毎月3回 13:00~16:00
場 所	大町市総合福祉センター
窓 口	大町市社会福祉協議会 電話 22-1501



1 特別支援学校

団体名	所在地	電話
信州大学教育学部付属特別支援学校	長野市南堀 109	026-241-1177
長野ろう学校	長野市三輪 1-49	026-241-5320
長野盲学校	長野市北尾張 321	026-243-7789
松本ろう学校	松本市大字寿豊丘 820	0263-58-3094
松本盲学校	松本市旭 2-11-66	0263-32-1815
安曇養護学校	北安曇郡池田町大字会染 6113-2	0261-62-4920
飯山養護学校	飯山市大字野田坂字替田 220-1	0269-67-2580
飯田養護学校	下伊那郡喬木村阿島 1396	0265-33-3711
伊那養護学校	伊那市西箕輪 8274	0265-72-2895
稻荷山養護学校	千曲市野高場 1795	026-272-2068
上田養護学校	上田市岩下 462-1	0268-35-2580
木曾養護学校	木曾郡木曾町福島 1134-1	0264-22-3553
寿台養護学校	松本市大字寿豊丘 811-88	0263-86-0046
小諸養護学校	小諸市大字市字中原 824-3	0267-22-6300
諏訪養護学校	諏訪郡富士見町富士見 11623-1	0266-62-5600
長野養護学校	長野市徳間宮東 1360	026-296-8393
花田養護学校	諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1	0266-28-3033
松本養護学校	松本市今井 1535	0263-59-2234
若槻養護学校	長野市上野 2-372-2	026-295-5060

2 児童福祉施設(長野県社会福祉施設名簿から一部抜粋により掲載)

○乳児院（保護者のいない場合や保護することが困難な乳児を養育します。）

名称	所在地	設置主体	電話番号
うえだみなみ乳児院	上田市常田 1-4-12	(福)敬老園	0268-29-3750
風越乳児院	飯田市丸山町 4-7490-1	(福)飯田風越福祉会	0265-22-4127
松本赤十字乳児院	松本市岡田松岡 49-2	日本赤十字社 長野県支部	0263-46-4630
善光寺大本願乳児院	長野市大字長野箱清水 3-19-2	(福)善光寺大本願福祉会	026-232-2292

○児童養護施設（保護者の居ない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせてその自立を支援する。）

名称	所在	設置主体	電話番号
軽井沢学園	北佐久郡軽井沢町追分1341	(福)法延会	0267-45-1295
原峠保養園	上田市大字御所38	(福)原峠保養園	0268-22-1195
つつじが丘学園	岡谷市川岸上4-12-51	(福)つるみね福祉会	0266-22-2574
たかずやの里	伊那市富県9000	(福)たかずや福祉会	0265-72-6456
おさひめチャイ ルドキャンプ	飯田市仲ノ町305-6	(福)長姫福祉会	0265-22-3875
風越寮	飯田市丸山町4-7537-10	(福)飯田風越福祉会	0265-22-1489
慈恵園	下伊那郡豊丘村大字神稻 4461-1	(福)下伊那社会福祉会	0265-35-4815
木曽ねざめ学園	木曽郡上松町大字荻原字立町 1255	(福)木曾社会福祉事業協会	0264-52-2313
松本児童園	松本市大字島内1666-880	(福)松本市児童養護協会	0263-47-0590
円福寺愛育園	長野市篠ノ井横田798-1	(福)円福会	026-292-5022
恵愛学園	長野市松代町西条3563	(福)八葉会	026-278-2519
松代福祉寮	長野市松代町東条字中屋地 2480-1	(福)湖会	026-278-2556
三帰寮	長野市大字屋島2373	(福)大勧進養育院	026-244-8355
更級福祉園	長野市信更町赤田44	(福)長野市社会事業協会	026-299-2406
飯山学園	飯山市大字飯山3180	(福)飯山学園	0269-62-2339

○児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
波田学院	松本市波田4417	長野県	0263-92-2014

○情緒障害児短期治療施設（軽度の情緒障がいを有する児童を短期間入所させ、その情緒障害を治す。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
松本あさひ学園	松本市旭2丁目11番25号	長野県	0263-88-3737

○福祉型障害児入所施設（障がい児が入所し、日常生活の指導及び自活必要な知識技能の訓練・支援を行う。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
信濃学園	松本市波田4417-8	長野県	0263-92-2078

○医療型児童発達支援センター（障がい児が通所し、日常生活における基本動作、独立自活に必要な知識技能の訓練・支援及び治療を行う。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
稲荷山医療福祉センター	千曲市野高場1835-9	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435

○医療型障害児入所施設（障がい児が入所し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の訓練・支援及び治療を行う。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
小諸高原病院	小諸市甲4598	(独)国立病院機構	0267-22-0870
信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	0266-27-8414
まつもと医療センター 中信松本病院	松本市大字寿豊丘811	(独)国立病院機構	0263-58-3121
東長野病院	長野市大字上野2丁目477	(独)国立病院機構	026-296-1111
稲荷山医療福祉センター	千曲市野高場1835-9	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435

○自立援助ホーム（義務教育修了後、児童福祉施設等を退所し、就職する子どもに対し、日常生活の援助等を行い、社会的自立を促進するための共同生活を営む。）

名 称	所 在	設置主体	電話番号
夢住の家	長野市三輪4丁目 1-20	(NPO)信濃あすなろ 会	026-217-5652

3 日中一時支援事業 実施事業者(大町市内)

共同作業所がんばりやさん	398-0002	大町市大町 2532-10	0261-23-3423
えんでこ塾	398-0002	大町市大町 3059-5	0261-22-6113
社会福祉法人大町市社会福祉協議会	398-0002	大町市大町 1129	0261-22-4956
宅老所ぼれぼれ野の花	398-0002	大町市大町 1698-7	0261-22-2117
特定非営利活動法人キッズウィル	398-0002	大町市大町 2544-4	0261-85-4055
宅幼老所びすたりライフ	398-0001	大町市平 8000-547	0261-22-6003
特定非営利活動法人山里舎	399-9101	大町市美麻 3768-1	0261-29-2830

4 指定特定相談支援事業所一覧(大北圏域)

【大町市】

大町市社会福祉協議会相談支援センター	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	0261-26-3855
てとてと相談支援センター	特定非営利法人 なかもと	0261-23-2822
がんばりやさん相談支援事業所	特定非営利法人 北アルプスの風	0261-23-3423
キッズウィル相談支援事業所	特定非営利法人 キッズウィル	0261-85-2440
なないろ相談支援事業所	株式会社 なないろ	0261-23-6566
マイハート相談支援事業所	有限会社 とざわ	0261-62-5000

【池田町】

いけだ社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 池田町社会福祉協議会	0261-62-9544
相談支援センターしらかば	社会福祉法人 信濃の郷	0261-62-8866
メンタルケアセンターあづみ	社会福祉法人 ジェイエー長野会	0261-62-9830
ハーブの風相談支援センター	特定非営利法人 あっとはーぶ	0261-62-2415

【白馬村】

相談支援事業所はくば	社会福祉法人 しあわせ	0261-72-6073
------------	-------------	--------------

白馬村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 白馬村社会福祉協議会	0261-72-7230
----------------	-------------------	--------------

【松川村】

すずらん居宅介護支援事業所	合同会社 ケアサポートすずらん	0261-62-8444
松川村社協相談支援事業所	社会福祉法人 松川村社会福祉協議会	0261-62-9000

【小谷村】

小谷村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 小谷村社会福祉協議会	0261-82-2430
相談支援センターそらいろ	NPO 法人 KUMOI	090-4609-7950

5 障害児相談支援事業所一覧(大北圏域)

【大町市】

大町市社会福祉協議会相談支援センター	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	0261-26-3855
てとてと相談支援センター	特定非営利法人 なかもと	0261-23-2822
がんばりやさん相談支援事業所	特定非営利法人 北アルプスの風	0261-23-3423
キッズウィル相談支援事業所	特定非営利法人 キッズウィル	0261-85-2440
なないろ相談支援事業所	株式会社 なないろ	0261-23-6566
マイハート相談支援事業所	有限会社 とざわ	0261-62-5000

【池田町】

いけだ社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 池田町社会福祉協議会	0261-62-9544
相談支援センターしらかば	社会福祉法人 信濃の郷	0261-62-8866

【白馬村】

相談支援事業所はくば	社会福祉法人 しあわせ	0261-72-6073
白馬村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 白馬村社会福祉協議会	0261-72-7230

【松川村】

すずらん居宅介護支援事業所	合同会社 ケアサポートすずらん	0261-62-8444
松川村社協相談支援事業所	社会福祉法人 松川村社会福祉協議会	0261-62-9000

【小谷村】

小谷村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 小谷村社会福祉協議会	0261-82-2430
相談支援センターそらいろ	NPO 法人 KUMOI	090-4609-7950



大町市役所



1 大町市役所（フロアガイド）

◎本庁舎1階（電話 ㈹ 22-0420）

○ 受付（情報交通課）

総合案内、広報の発行、広聴活動、市民相談

○ 市民課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療
福祉医療、消費生活センター、交通安全対策、市営駐車場

○ 福祉課

障がい者福祉、生活保護、高齢者福祉、介護保険、地域包括支援センター
老人クラブ、民生児童委員協議会、日赤、戦没者遺族支援、行旅人

○ 生活環境課

環境保全、公害防止、ごみ、し尿処理、靈園、犬の登録

○ 税務課

市民税、軽自動車税、入湯税、所得証明、市税等の納付・相談、納税証明
固定資産税、都市計画税、土地台帳、家屋台帳、公図の閲覧

○ 会計課

出納

◎本庁舎2階（電話 ㈹ 22-0420）

○ 庶務課

秘書、人事管理、行政管理、車両管理、選挙事務

○ 企画財政課

財務、庁舎管理、契約、管財、企画、統計

○ まちづくり交流課

市民活動支援、定住促進、芸術文化振興、国際芸術祭、男女共同参画、人権政策

○ 消防防災課

消防団、防災、防犯、危機管理

○ 商工労政課・産業立地戦略室

商業振興、労働行政、ブランド振興、工業振興、企業誘致

○ 観光課

観光振興

◎本庁舎3階（電話 ㈹ 22-0420）

○ 学校教育課

学校施設の整備、維持管理、児童生徒の就学事務

○ 生涯学習課

生涯学習、文化芸術振興、文化財保護、人権教育、青少年健全育成

○ 子育て支援課

子育て支援、保育園、児童手当、児童クラブ、児童扶養手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児福祉手当、子育て支援ショートステイ、児童発達支援

○ 建設課

土木事業、道路等維持管理、除雪、都市計画、公園、市営住宅、景観、水利権
水利施設

○ 農林水産課

農林水産業の振興、鳥獣害対策、コメの生産調整、農業支援推進センター

○ 農業委員会

農地利用、農地転用

◎市民活動サポートセンター (電話 代) 22-0420、(直通) 85-0531)

自治会・市民活動の支援、きらり助成金の申請

◎議会棟 (電話 代) 22-0420)

○ 議会事務局

議会運営、傍聴、請願陳情

○ 監査委員事務局

監査

◎東庁舎 (電話 代) 22-0420)

○ 水道課

上水道、温泉引湯、公営簡易水道

○ 下水道課

下水道、農集排、浄化槽

◎総合情報センター (電話 代) 22-0420、(直通) 21-3800)

地域情報化、ケーブルテレビ、公共交通、市民バス

◎八坂支所 (電話 26-2001)

戸籍、国保、年金、生活環境、保健、福祉、税務、地域振興、地域自治組織
農林業、観光、道路、水道、住宅

◎八坂情報コミュニティーセンターアキツ (電話 26-2380)

学校教育、生涯学習、山村留学、公民館

◎美麻支所 (電話 29-2311)

戸籍、国保、年金、生活環境、保健、福祉、税務、地域振興、地域自治組織
農林業、観光、道路、水道、市民農園、住宅、地籍調査、鳥獣対策
学校教育、生涯学習、山村留学、公民館

